

一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟情報セキュリティ  
基本規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟（以下「当法人」という。）における情報システムの運用及び管理について必要な事項を定め、もって当法人の保有する情報の保護と活用及び適切な情報セキュリティ対策を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当法人情報システムを運用・管理するすべての者並びに利用者及び臨時利用者に適用する。

(情報セキュリティ管理者)

第3条 当法人に情報セキュリティ管理者を置く。

2 情報セキュリティ管理者は、当法人情報システムの整備と運用に関し、ポリシー及びそれに基づく規程並びに手順等の実施を行う。

3 情報セキュリティ管理者は、情報システムの運用に携わる者及び利用者に対して、情報システムの運用並びに利用及び情報システムのセキュリティに関する教育を企画し、ポリシー及びそれに基づく規程並びに手順等の遵守を確実にするための教育を実施する。

4 情報セキュリティ管理者は、当法人の情報システムのセキュリティに関する連絡と通報において当法人情報システムを代表する。

5 情報セキュリティ管理者は、事務局長とする。

(情報セキュリティ監査)

第4条 理事会は、情報セキュリティの遂行を管理する。

2 監事は、情報セキュリティの監査を行う。

(情報セキュリティインシデントに備えた体制の整備)

第5条 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティインシデント(情報セキュリティに関し、意図的または偶発的に生じる、当法人規程または法律に反する事故あるいは事件をいう。)が発生した際、直ちに自らへの報告が行われる体制を整備する。

(補足)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年5月28日から施行する。